



議案第六十三号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年四月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年四月廿八日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条」を「前条」に改め、「世帯主」の下に「（前条第二項の世帯主を除く。）」を加え、「十五万円」を「十七万円」に改める。

第三条中「百分の三、八」を「百分の五」に改める。

第五条中「六千八百円」を「八千二百円」に改める。

第五条の二中「八千六百円」を「一万円」に改める。

第九条を次のように改める。

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第九条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第二条の額（第十条の規定による減額が行なわれた場合

には、当該減額した額とする。以下本条において同じ。」を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日の属する月の前月まで、月割をもつて算定した第二条の額を課する。

3 第一項の賦課期日後に第一条第二項の世帯主（以下次項までにおいて「二項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が同条第一項の世帯主（以下次項までにおいて「一項世帯主」という。）となつた場合には、当該一項世帯主となつた日を第一項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第二条の額から当該一項世帯主となつた者を二項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る第二条の額を控除した残額を、当該一世帯主となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。

4 第一項の賦課期日後に一項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が二項世帯主となつた場合には、当該二項世帯主となつた日を第一項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第二条の額を当該二項世帯主となつた者を一項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る第二条の額から控除した残額を、当該二項世帯主となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

5 第一項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となつた者がある場合には、当該被保険者となつた日を第一項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第二条の額から当該被保険者となつた者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る第二条の額を控除した残額を、当該被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。

6 第一項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなつた者がある場合には、当該被保険者でなくなつた日を第一項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第二条の額を当該被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る第二条の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第十条を削る。

第十条の二第一号中「三千四百二十円」を「四千八十円」に、「四千三百二十円」を「五千



百六十円」に改め、同条第二号中「十四万円」を「十五万円」に、「二千二百八十円」を「二千七百二十円」に、「二千八百八十円」を「三千四百四十円」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国民健康保険税に関する申告）

第十条の二 国民健康保険税の納税義務者は、四月十五日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から十五日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第三百十七条の二第一項の申告書又は法第三百十七条の六第一項の給与支払報告書が町長に提出されている場合においては、この限りでない。

附則第四項、第六項及び第七項中「第十条の二」を「第十条」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和五十二年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十一年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 昭和五十二年度の三朝町国民健康保険税に関する申告に限り、新条例第十条の二の規定の適用については、同条中「四月十五日」とあるのは、「五月三十一日」とする。